

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-129
許認可等の種類	開発許可を受けた土地における建築等の許可			
根拠法令条例等・条項	都市計画法第42条第1項			
許認可等の概要	開発許可を受けた土地における建築等の許可又は不許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	・都市計画法第29条及び第43条第1項の審査基準に準じる			
基準の制定根拠	開発許可制度運用指針 I - 13【別添⑤】			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	本庁許可(都市計画法第29条の本庁許可を受けたものに係るものに限る):42日(内訳:建設事務所14日、本庁28日) 建設事務所許可(都市計画法第29条の建設事務所許可を受けたものに係るものに限る):28日			
期間の制定根拠	開発許可制度運用指針 II【別添⑤】			